

放送大学愛媛にぎたつ同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、放送大学愛媛にぎたつ同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、松山市文京町3番放送大学愛媛学習センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と交流を図り、相互研鑽に努めるとともに放送大学に協力し、母校の発展に寄与すること、並びに同窓会連合会及び他地区の学友同窓会との連携を図ることを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、放送大学の学生、卒業生及び大学院修了生とする。

(会員の入会条件)

第5条 本会への入会は、前条の規定に該当した者が、第3条の目的に同意した上で、入会申込書を提出して行うものとする。

(会員の資格喪失及び除名)

第6条 会員が、以下の各号に該当したときは、会員資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 2年度にわたって、年会費を納付しないとき。
- (4) 郵便物の不通など、1年間以上連絡が取れないとき。
- (5) 第2項の規定により、除名されたとき。

2 会員が、第3条に定める目的に違反した場合、又は本会の名誉を著しく傷つけた場合、役員会の議決により当該会員を本会から除名するものとする。この場合において、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

第3章 活 動

(活動)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員相互の親睦・交流会の開催
- (3) 各種研修会の開催
- (4) 学生支援
- (5) 他団体との情報交換会の開催・企画
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 それぞれの副会長は、事務局及び編集局を統括する。
- 4 理事は、会務を執行する。
- 5 監事は、本会の会務を監査する。

(役員選任)

第10条 役員は、総会で選任する。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補欠者を選任するものとする。この場合において、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、愛媛学習センター所長、その他有識者に委嘱する。

第5章 会議

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第14条 総会は、年1回定期総会を開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の者から請求があったとき、会長はこれを招集するものとする。
- 3 総会は、出席者及び議決権行使書を含め、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第15条 定期総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告、収支決算報告及び監査報告
- (2) 活動計画案及び予算案
- (3) 役員選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決されるものとする。なお、議決で賛否同

数の場合は、議長が決定する。

第16条 総会においては、議事録を作成し、これを事務局で保管する。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、本会の運営に係る必要な事項を審議する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 役員会の議事録は、第16条の規定に準ずる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金及び雑収入により賄う。

(会費)

第19条 本会の会費は、1年度につき1,000円とする。

- 2 会費は、毎年度納付するものとする。
- 3 新入会員は、入会時に会費を納付するものとする。
- 4 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 雑則

(個人情報の保護)

第21条 本会の運営のために取得した会員の個人情報は、法令に則り適切に扱うものとする。

(書類の保存)

第22条 本会の活動に必要とする関係書類、帳簿類等の保存期間、並びに本会則の施行に必要な事項は、役員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、2025年5月18日から施行する。
- 2 第19条の規定にかかわらず、放送大学愛媛同窓会員として、既に会費を納付している者は、納付年から5年間の会費を徴収しない。